

品川区広報モデル募集要項

制定 令和8年8月28日室長決定

(目的)

第1条 区民が、広報紙、区公式ホームページおよび区公式SNSなど（以下「区広報物」という。）の制作および発信に携わることにより、区民から親しまれる区広報物の実現を図るとともに、区政への興味および関心を高めることを目的として、広報モデルを募集する。

(活動内容)

第2条 区民が、区広報物に広報モデルとして参加する。区広報物の撮影に区民が同行し、区が写真や動画の撮影などを行い、撮影した写真や動画（以下、「写真等」という。）を区広報物に掲載する。

2 その他区の広報に関する活動

(応募資格)

第3条 広報モデルに応募できる区民は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 区内在住・在勤・在学の個人、家族および2～5人程度のグループ（未成年者は保護者の承諾が必要。）
- (2) 暴力団等の反社会的勢力でない
- (3) 特別区民税・都民税を滞納していない
- (4) モデル業を職業としていない
- (5) 営利目的の宣伝・広告活動、政治・宗教活動などを目的としていない

(登録期間)

第4条 広報モデルとして登録される期間は、登録日の属する年度の3月31日までとする。ただし、登録期間満了日以降の継続希望について、登録有効期間内に区から登録者に個別に意思確認を行い、継続の希望がある場合は、登録期間を1年間に限り延長することができる。

(登録抹消の申し出)

第5条 登録者からの申し出により、登録期間を満了することなく、登録を抹消できる。ただし、登録抹消前に撮影した写真等については削除しない。

2 登録抹消前に撮影した写真等が掲載前であっても、制作状況等により使用する場合はある。

(登録の取り消し)

第6条 区は、広報モデルが次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の同意を得ずに登録を取り消すことができる。

- (1) 区または第三者の名誉を傷つけた場合
- (2) 本制度の目的に反する行為を行った場合
- (3) 申請した登録情報に虚偽およびその他不正があった場合
- (4) その他区が登録の継続を適当でないと認めた場合

(応募にあたっての留意事項)

第7条 応募者は、選考後に広報モデルとして登録され、区からの依頼により撮影や事業の体験参加などに協力することで、撮影した写真等が区広報物に掲載される。

2 広報モデルの登録は、区広報物への掲載を確約するものではなく、登録後であっても区から撮影協力の依頼がない場合もある。

- 3 撮影協力に係る報酬等は支給しない。応募にかかる費用や撮影場所までの交通費など一切の費用は、広報モデルの自己負担とする。
- 4 掲載する区広報物の種類や時期などの希望は原則受け付けない。
- 5 撮影は、原則区が業務委託する事業者または区職員が行う。
- 6 写真等を区広報物（特に区公式SNS）に掲載した場合、一度発信した情報の完全削除は困難である。

（応募方法）

第8条 必要事項を記入した応募用紙（様式1）と現像した写真を戦略広報課に郵送または持参するか、品川区電子申請サービスの専用フォームに必要事項を記入し、写真データを添付して応募すること。応募は随時受け付ける。提出された応募書類の返却は行わない。

（応募に必要な写真）

第9条 応募の際に提出する写真は、次の各号の全てに該当するカラー写真1枚とする。

- （1） 応募者本人のみが写っている写真。家族またはグループで応募する場合は、登録を希望する者全員が写っている写真
- （2） 顔がはっきりと写っている上半身の写真
- （3） 合成・加工などをしていない写真

（写真の提出）

第10条 現像した写真を郵送または持参して提出する場合は、大きさをL版とすること。写真データを品川区電子申請サービスの専用フォームに添付して提出する場合は、3MB以下の電子データ（JPEG形式）とすること。

（登録と撮影協力依頼の連絡）

第11条 区が、応募内容をもとに登録の選考を行う。

- 2 広報モデルとして登録される者には、1カ月以内を目安に区から登録する旨を連絡する。選考の結果、不採用になった者には連絡しない。
- 3 選考基準や選考理由などに関する問い合わせには回答しない。
- 4 撮影協力を依頼する場合は、区広報物の掲載内容が確定した後、事前に区から日程、撮影場所およびその他必要事項を連絡する。
- 5 撮影協力依頼の決定は、区広報物の企画内容を考慮し、登録者の中から区が採用する。採用基準や採用理由などに関する問い合わせには回答しない。
- 6 撮影内容によって、当日着用する服装、ヘアスタイルおよび小物等について事前に相談する場合がある。

（注意事項）

第12条 撮影した写真等の著作権およびその他一切の権利は、品川区に帰属する。

- 2 本募集において取得した個人情報、本目的以外には使用しない。ただし、区広報物に掲載するにあたり、本人の同意を得た場合は、氏名等を公表できるものとする。
- 3 写真等を撮影した場合でも、編集の都合などにより、区広報物に掲載しない場合がある。
- 4 区広報物に掲載する写真等の選択および編集の内容は区が決定する。
- 5 写真等を区広報物に掲載した後、掲載写真等の削除は受け付けない。
- 6 撮影場所は、原則品川区内とするが、必要に応じて品川区外で撮影する場合がある。
- 7 小学生以下の者が撮影に参加する場合は、保護者の同伴を必要とする。

（秘密の保持）

第13条 撮影に伴い知り得た情報については、区が区広報物を公開するまで、SNS等による発信を含め、第三者へ開示または漏えいすることはできない。

(免責事項)

第 14 条 撮影および活動中の事故、怪我、盗難またはその他のトラブルについて、区に故意または重大な過失がある場合を除き、区は責任を負わない。

【応募先・問い合わせ先】

〒140－8715

東京都品川区広町2－1－36

品川区役所区長室戦略広報課（本庁舎5階）

電 話：03－5742－6644

FAX：03－5742－6870